

精神疾患医療連携体制参加医療機関 調査票（統合失調症）

施設名		記入者	職 名	
			氏 名	
			電 話	

参加を希望される区分の下記調査項目についてのみ、お答えください。

（参加を希望しない区分については、記入しないでください。）

機能区分別調査項目

1 日常的な診療を行うかかりつけ医

- ①住民の精神的健康の増進のための普及啓発、一次予防に協力できる。 (はい・いいえ)
- ②精神科医との連携がとれている。 (はい・いいえ)
- ③市（保健所など）、県精神保健福祉センター、産業保健の関係機関と連携できる。 (はい・いいえ)

2 鑑別診断ができ、治療から回復まで対応できる

- ①患者の状態に応じて必要な精神科医療を提供できる。 (はい・いいえ)
- ②精神科医、薬剤師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理士等の多職種チームによる支援体制を作っている。 (はい・いいえ)
- ③患者に応じた退院後の生活リズム獲得に向けて助言ができる。（病院） (はい・いいえ)
- ④必要に応じアウトリーチ（訪問支援等）ができ、訪問支援については、地域の訪問看護ステーションとの連携を図ることができる。 (はい・いいえ)
- ⑤緊急時の対応や連携体制を確保している。 (はい・いいえ)
- ⑥障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等と連携し、生活の場で必要な支援を行うことができる。 (はい・いいえ)
- ⑦高齢者の退院支援にあたり、長寿あんしん相談センター（地域包括支援センター）と連携し、必要な支援を行うことができる。 (はい・いいえ)

3 回復から社会復帰まで対応できる

- ①外来診療や訪問看護を通じて、服薬指導や病状悪化を防止するための支援ができる。 (はい・いいえ)
- ②社会復帰を促進するための生活訓練（ア～エのいずれか）を実施している。 (はい・いいえ)
 - ア) ショート・ケア
 - イ) デイ・ケア
 - ウ) ナイト・ケア
 - エ) デイ・ナイト・ケア
- ③精神科医、薬剤師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理士等の多職種チームによる支援体制を作っている。 (はい・いいえ)
- ④緊急時の対応や連絡体制を確保している。（継続的に診療している自院の患者、家族等からの休日・夜間における問い合わせ等に対応できる体制がある） (はい・いいえ)
- ⑤個々の患者に応じたサービス等利用計画作成を行う相談支援事業者（市指定）と連携し、生活の場で必要な障害福祉サービス事業者に、支援について助言ができる。 (はい・いいえ)

（裏面に続く）

- ⑥ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等と連携し、就職や復職等に必要な支援を行うことができる。 (はい・いいえ)
- ⑦高齢者については、長寿あんしん相談センター（地域包括支援センター）及び介護保険サービス事業所と連携し、必要な支援を行うことができる。 (はい・いいえ)

4 精神科救急医療に対応できる（急性増悪時）

- ①精神科救急医療（ア～ウのいずれか）に対応できる。 (はい・いいえ)
- ア）措置入院に対応できる。
- イ）精神科救急医療システムに参加し救急患者を受け入れている。
- ウ）精神科医療が必要な患者等の状況に応じて、精神科救急医療が提供できる。
- ②精神科救急患者の受入が可能な設備（ア、イのいずれか）を有する。 (はい・いいえ)
- ア）隔離室
- イ）検査室等
- ③地域の医療機関や消防（救急）、保健所、精神科救急情報センター、県精神保健福祉センター等との連携がある。 (はい・いいえ)
- ④かかりつけ医との連携により、精神科医療を提供できる。 (はい・いいえ)
- ⑤身体合併症のある場合は、地域の一般診療科と連携できる。 (はい・いいえ)

5 身体合併症に対応できる

- ①身体疾患を合併する患者の診断・治療（ア～ウのいずれか）ができる。 (はい・いいえ)
- ア）身体疾患と精神疾患について、同一医療機関において診断・治療ができる。
- イ）精神病床において身体合併症の治療をする場合には、身体疾患に対応できる医師又は専門医療機関の診療協力を得て対応できる。
- ウ）一般病床において身体合併症の治療をする場合には、精神科と連携して対応できる。
- ②地域の医療施設や保健所、県精神保健福祉センターとの連携がある。 (はい・いいえ)
- ③地域の専門医療施設と連携できる。 (はい・いいえ)